

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の支給事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童福祉法による障害児通所給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 ②児童福祉法による特例障害児通所給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 ③児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給申請、支給決定及び支給管理 ④児童福祉法による障害児相談支援給付費の支給申請、支給決定及び支給管理 ⑤児童福祉法による特例障害児相談支援給付費の支給申請、支給決定及び支給管理
③システムの名称	1 総合福祉システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 (新)別表の9の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 (新)別表の9の項 ・番号別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 (新)別表の9、117の項 ・番号別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第60条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6578
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6578
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基本的には申請者からマイナンバーの提供を受けている。マイナンバーの提供を受けられない場合は、申請者の同意のうえ住基ネットで照会している。なお住基ネットを利用するには各個人がパスワードと静脈認証を登録し責任の所在を明確にしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットを利用するには各個人がパスワードと静脈認証を登録し責任の所在を明確にしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	対象人数 いつの時点の計数か	2017/6/2	2018/5/31	事後	
平成30年5月31日	取扱者数 いつの時点の計数か	2017/6/2	2018/5/31	事後	
令和1年6月18日	対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による
令和1年12月13日	Ⅰ－3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項、12の項、34の項、47の項、84の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	情報照会 法別表第二の10、11及び12の項 情報提供 法別表第二の8、11、16、56の2、	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第2の10、11及び	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに係る問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	事後	
令和1年12月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和元年11月30日 時点	事後	
令和1年12月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和元年11月30日 時点	事後	
令和1年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであ
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数か	令和元年11月30日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数か	令和元年11月30日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであ
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年5月17日現在	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年5月17日現在	事後	
令和4年6月16日	対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月17日 時点	令和4年5月19日 時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月17日 時点	令和4年5月19日 時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第2の10、11及び	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2の10、11及び	事後	
令和4年6月16日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和4年6月16日	Ⅳ－8監査	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	令和3年度にICT推進担当による内部監査を行ったため
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月19日 時点	令和5年5月19日 時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月19日 時点	令和5年5月19日 時点	事後	
令和5年6月26日	Ⅰ－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	事後	
令和5年6月26日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに係る問合せ	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	墨田区福祉保健部障害者福祉課事業者係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	事後	
令和6年8月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和5年5月19日 時点	令和6年5月24日 時点	事後	
令和6年8月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月19日 時点	令和6年5月24日 時点	事後	
令和6年8月26日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和6年8月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2の10、11及び	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 (新)別表の9の項	事後	
令和7年6月27日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年6月27日	8.人手を介在させる作業	新設	判断の根拠記入	事後	様式変更による
令和7年6月27日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	選択肢(3)を選択し、理由を記入	事後	様式変更による